

ソ連におけるユダヤ人についてのおぼえがき

—その出国問題を中心に—

広瀬 健夫

はじめに

ユダヤ人がキリスト教世界ではげしい迫害にさらされてきたことは知られている。19世紀には世界にあおけるユダヤ人人口のなかばをしめていた帝政ロシアでの迫害はきびしいものだった。とくにそれが強まった1880年代からユダヤ人のロシアからの出国は大量のものとなり、その多くはアメリカへ逃れていった。1881年から1910年までの30年間にロシアからアメリカへ移ったユダヤ人は約120万人に達している¹⁾。

ロシア革命は、「諸民族の牢獄」といわれた帝政ロシアでの法的、制度的な民族差別を一掃した。ソヴェト政府は反ユダヤ主義宣伝を犯罪行為と宣言した世界で最初の政府となった²⁾。かくして、1920年代にはユダヤ人の民族文化を発展させていく条件は疑いもなく存在していたのである。しかし、この状況はながくは続かなかった。1930年代から逆流がはじまり、第二次大戦後の1948年から1953年までのいわゆる暗黒時代には、ユダヤ人、ユダヤ文化への抑圧はきびしいものとなり、ユダヤ人の処刑、追放、要職からの左遷などのケースが多くみられた。スターリン批判後そのいくつかは是正されたが、その大筋は現在までつづいている³⁾。

このような状況でユダヤ人のソ連からの出国は1960年代から行われていたが、1970年代にはそれは大量現象となり、1971年から1980年までの10年間に約24万人が出国している(表1参照)。ということは、現在のソ連にはほぼ百年前の帝政ロシアに存在していたのと類似した状況が存在している、ということであろうか。そして表1にみられるごとく1980年代に入ってその出国人数が顕著に減少していることはなにを意味するのであろうか。

ここ二、三十年に日本でのロシア、ソ連研究は急速な進歩をとげ、最近ではその少数民族の問題についてもいくつかの注目すべき研究成果がみられる。少数民族といってもいくらか条件の異なる(この点は後述)ユダヤ人については主として原暉之氏によって研究がすすめられている⁴⁾。また、1981年に翻訳刊行されたエレヌ・カレール＝ダンコース女史の書物も有用である⁵⁾。1981年、わが国のロシア史研究会は、大会テーマ、「民族問題の再検討」をかけた、ソ連のユダヤ人についての報告、討論が行われ、多くの重要な論点が提起されたが、その多くは未解決のまま残されている⁶⁾。

原氏に学び、ロシア史研究会大会に学んだ筆者は、本小稿で多岐にわたるソ連のユダヤ人問題のうちで、とくにその出国問題について若干の検討をすることにした。それは、第一に、生まれ故郷をすて、職をすてて見知らぬ他国へ出ていく、出国という現象がソ連ユダヤ人のおかれた状況を端的に示す重要問題であると考えたからである。第二に、1980年代に入ってソ連ユダヤ人の出国数は急速に減少しており、このことはソ連のユダヤ人社会にとってきわ

表1 ソ連から出国したユダヤ人数

年	人数	年	人数
1968	229	1976	14,261
69	2,979	77	16,736
70	1,027	78	28,865
71	13,022	79	51,303
72	31,681	80	21,471
73	34,733	81	9,447
74	20,628	82	2,692*
75	13,221	83	1,315**

出典 Soviet Jewry Kit, 4th ed., The Union of Jewish Students and the Student and Academic Campaign for Soviet Jewry, London, 1982, p.10.

* Soviet Jewry in Crisis, (Pamphlet), [1983] p.1.

** 「サハロフ擁護キャンペーン ニュースレター」 1984年, vol. II, No. 4.

めて深刻な問題を生じていると考えるからである。第三に、ソ連におけるユダヤ人や少数民族の出国問題は、帰国を切望しているサハリンの朝鮮人問題（後述）と微妙にからんでおり、サハリン朝鮮人問題を考えるうえでユダヤ人などソ連内少数民族の出国問題は日本人にとって決して他人事ではないと考えるからである。

つぎに小稿で依拠した史料と方法とその限界について少々述べておきたい。ソ連におけるユダヤ人はソ連国内で自らの意見を卒直に表明する手段をもたず、ユダヤ人の公的な組織もない（この点は後述）ので、ソ連国内でユダヤ人の状況についての情報をうることは、ユダヤ人がほとんど居住しておらず、ユダヤ人への

関心が少ない日本では非常に難しい。その点ではソ連国内に親せき、知人を持ち、また、ソ連からの多数の出国ユダヤ人が居住している西側諸国（とくにアメリカ、イスラエル、イギリス）での情報、報告、研究に基本的に依拠せざるをえない。イギリスではソ連におけるユダヤ人の具体的生活状況、出国したユダヤ人の氏名などをのせる《Jews in the USSR》（週刊）、よりアカデミックな《Insight》（隔月刊）、専門的な論文よりなる《Soviet Jewish Affairs》（年三回刊）などがあり、ソ連におけるユダヤ人を専門に扱っているのではないがしばしばその問題がとりあげられる《Jewish Chronicle》（週刊）もある。アメリカ、イスラエルなどにもそのような定期刊行物はあろうし、《Folks-Sztyme》（ワルシャワで刊行）や《Unzer Wort》（パリで刊行）などのイーディッシュ語新聞もある。それらを丹念にフォローすることは不可能で筆者が参照しえたのはそのごく一部にすぎない。また、西欧ユダヤ人のもつソ連ユダヤ人への同情、共感からくるバイアスからも小稿はまぬかれていないかもしれない。いろんな意味で小稿は一つのおぼえがきである。なお、筆者は1983年に在外研究員としてイギリスで学ぶ機会があり、そのさいユダヤ人に関する豊富な史料をもつ Wiener Library で新聞、雑誌、パンフレットなどをみることができた。小稿はその多くをそのときの史料によっている。感謝してそのことを付記しておく。

(一)

ソ連には108の民族があり、その大きさではユダヤ人は12番目にあたる。ユダヤ人は——全てのソ連市民がそうだが——16才になるとその身分証明書たる国内パスポートを地方当局で取得しなければならない。これは教育、就職、居住、旅行などに不可欠なものでその民族らんにユダヤ人 еврей と記入されている⁷⁾。両親がユダヤ人であればその子供の民族はユダヤ人となる。両親の民族が異れば、子供はそのどちらかをえらぶことになっているが（ユダヤ人の場合、ユダヤ人どうして結婚する場合は圧倒的に多く、ユダヤ人が非ユダヤ人と結婚す

るケースは例外的である), その場合には非ユダヤ人として登録する人が多いようだ⁹⁾。

ソ連の人口センサスによれば, ユダヤ人人口は1959年約227万人, 1970年約215万人, 1979年約181万人であり, 1960~70年代の20年間に約2割も減少した勘定になる。ソ連を構成する諸民族のうちでこのような規模で減少しつつある民族は他に例をみない⁹⁾。

ユダヤ人はロシア共和国に38%, ウクライナに36%, ベロロシヤに7%居住している¹⁰⁾。1927年に始まったいわゆるビロビジャン計画は, ハバロフスク西方の広大な地域にユダヤ人を入植させ, そこにユダヤ人自治区をつくらうとするもので, 折しも強まった日本の進出に対抗する意味をももっていたが, 冬季には零下40度Cにも達する荒地で, ここにやってきたユダヤ人の80%はここを去っていったという。1959年センサスではビロビジャン地区の総人口162,856人のうちユダヤ人は14,269人(8.8パーセント)でこの計画は成功しなかったといえよう¹¹⁾。

ユダヤ人はソ連を構成する民族の一つであるが他の少数民族に比して著しく異っている点がある。第一に, ユダヤ人は帝政時代にもっとも差別, 迫害を受け, ボグロームといわれる政府の黙認もしくは使そうになる, 民衆による殺人, 暴行, 略奪をしばしばうけた。ユダヤ人はもっとも嫌われた存在だったのである¹²⁾。第二に, 他の少数民族がそれぞれ地域性をもち, 当該地域で絶対多数, もしくは相対多数をもっているのにたいして, ユダヤ人はソ連に広く散在し(都市に多く居住しているが), どこでも, 前述したビロビジャンのユダヤ人自治区でも, 少数派であるということである。第三に, 宗教的には, ユダヤ教→ユダヤ人, ユダヤ人→ユダヤ教という関係がほぼ存在していたことである(他の民族, 他の宗教にはこういう関係は存在しない)。第四に, ユダヤ人はソ連国外, とくに西欧に多くの親せき, 知人をもち, それとのつながりが強いことである。このことはしばしばユダヤ人が「西側のスパイ」という疑いを民衆の間におこしやすい理由となった。

ソ連のユダヤ人といっても地域によってその性格がことなり, 大別して三つのグループにわけられる。第一のグループは, 1917年革命以来, ロシア, ウクライナ, ベロロシヤに居住しているユダヤ人でソ連への同化がすすんでいる人々である。小稿では, 以下「中央ユダヤ人」とよぶことにする。第二のグループは, 1939—1940年にソ連に併合された西ベロロシヤ, ガリチア, バルト三国, ベッサラビアなどに住んでいるユダヤ人で, ユダヤ人の伝統をより保持している人々である。小稿では, 以下, 「西方ユダヤ人」とよぶことにする。第三のグループは, ブハラ, ダゲスタン, グルジアの「東方ユダヤ人」で, イーディッシュ文化とのつながりはないが, ユダヤ教をよりつよく保持している人々である¹³⁾。

これらユダヤ人がその言語, 文化, 宗教, 伝統を維持, 発展させていく条件が存在していたのは1920年代, 1930年代までで, 1940年代末からきびしい圧迫が加えられた。

宗教的分野では1920年代から抑圧が存在していた。ソ連におけるラビ(ユダヤ教聖職者)の会議は1926年以来開かれていない。また, ヘブライ語の聖書は1920年代末より刊行されていない。ユダヤ教の定期刊行物もなく, 国内にしかるべき組織の存在がみとめられないので国外のユダヤ教組織との連絡, 交流も出来ない。老齢になっていくラビにかわる若いラビの育成にはきびしい制限があつて, 近い将来ユダヤ教には精神的指導者がなくなるだろう, といわれている¹⁴⁾。ユダヤ人にとって祈り, 教育, 交流の場であるシナゴグは多く閉鎖された。その閉鎖される一般的パターンは, はじめにシナゴグで非合法活動もしくは親イスラエル活動をしているとする手紙や小文が新聞にのり, ついで「腐敗の巢」, 「反ソ活動の巢」

の―掃を求める読者の要求が公表され、最後に地方官憲が人々の熱意にしたがってシナゴグの扉に施錠する、という¹⁵⁾。1956年にはソ連国内に450のシナゴグが存在していたのが、1961年には100となり、1972年には58となった。このことはユダヤ教徒の宗教活動を著しく困難にした。ロシア正教が1教会につき2,000人の信者、ルター派が同じく1,740人、回教が1祈とう所につき10,000人の信者であるのにたいしてユダヤ教は1シナゴグに23,400人の信者だという¹⁶⁾。以上宗教についての記述はW. コイレに主としてよったが、これは1973年の刊行であり、それ以後改善された様子はみられない。1983年にソ連を訪問したM. ギルバートによれば、全ソ連には60のシナゴグがあり、そのうち20は人口28,000のグルジアにあって、50万人以上のユダヤ人人口をもつモスクワには2つのシナゴグしかない。また、シナゴグでの文化、教育活動、集会などは禁じられていて、ただ祈りの場としてのみ許されている。「結婚式でさえシナゴグでするのは難かしい、ラビがそうすることを恐れているから」という¹⁷⁾。また、モスクワやレニングラードのシナゴグは、シナゴグのない近隣地区からのユダヤ人で、ユダヤ教の祭日には一ぱいになるという¹⁸⁾。ユダヤ人の間でユダヤ教信者がへっていることはたしかだが――説によるとロシアとウクライナではその割合は3―6%、沿バルト地区で5―9%、カフカースで7―12%だという¹⁹⁾――ユダヤ人への抑圧がづままるなかでユダヤ人のアイデンティティをかためる意味をシナゴグはもつようになっていっているのかもしれない。

他の分野でもユダヤ文化は抑圧されている。1920年代、1930年代にはイーディッシュ語の学校が広範に存在しており、1940年には9万人の子供がそこで学んでいたが、1940年代末に閉鎖され、現在ではソ連にイーディッシュ語の学校もヘブライ語の学校も存在していない²⁰⁾。イーディッシュ語の定期刊行物は、新聞「ピロビジャン ステルン」(日刊)と雑誌「ソヴィエティッシュェ ヘイムラント」(月刊)しかない。そして前者は極東の僻地での少数刊行であり、後者はイーディッシュの文字は使っているもののソ連ユダヤ人の心情を表明していない、という²¹⁾。ソ連で最良とランクされていたモスクワのイーディッシュ劇場や、モスクワ、キーエフ、ミンスクにあった監督、俳優養成機関も1949年に閉鎖され、現在ソ連には常設のイーディッシュ劇場はない²²⁾。

また、第二次大戦中ナチによって加えられたユダヤ人大量虐殺をユダヤ民族の悲劇として継承していく動きはきびしく抑圧されている。ソ連の学校教育でもこの問題はとりあげられない²³⁾。キーエフ郊外のパーヴィ・ヤール(大部分がユダヤ人からなる10万人以上が処刑された)には新高層住宅団地が建設され、²⁴⁾ワルシャワのユダヤ人ゲッター蜂起20周年、40周年記念式典にソ連政府は代表を送らず、数万のユダヤ人が虐殺されたリガ郊外のラムブリにはなんの記念碑もなく、荒れはてたままである²⁵⁾。

かつてトロツキー、ジノヴィエフ、カーメネフなどが中央委員として、リトヴィノフが外相として活躍していた時期があったが、現在ではユダヤ人は共産党、軍隊、外交、外国貿易、中央のイデオロギー部門、KGB、検事局などから排除されており、かりにその組織にいたとしてもキーポジションにはつけないといわれている²⁶⁾。

都市住民たるユダヤ人(ユダヤ人の都市居住率は98%、ソ連全体では58%、1970年)²⁷⁾にとって知的、技能生活者への入口である高等教育をうけることは望ましいコースであり、高等教育と専門的経歴によってしか社会的地位向上の見通しがえられないソ連で、かつ、いくつかの部門でユダヤ人への門が閉ざされているとなればユダヤ人の高等教育への希望はより

つよいものであろう。1960年代末にはユダヤ人の $\frac{1}{3}$ が高等教育をうけており、全ソ連の4%と比較するとユダヤ人の教育への熱意はきわだって高い。全ソ連の科学者の $\frac{1}{4}$ をしめるモスクワ市の科学者の約11%はユダヤ人であった²⁸⁾。そしてこのようなコースをとるためにユダヤ人はかれらのユダヤ的伝統をすて、民族的特性をおさえようとしてきたのだった。

しかしソ連におけるユダヤ人学生の数は1968—69年をピークとして絶対的にも相対的にも減少し、10年ほど後の1980年頃には約半分になっている(表2 参照)。この理由についてロンドンのユダヤ人問題研究所のL. Hirszowicz 博士は、ソ連ユダヤ人の人口統計と年齢構成によりいくらか説明出来るが、この数字はユダヤ人の入学差別がその一因であるという統計的証拠を示している、と述べている²⁹⁾。1956年にモスクワ大学を卒業し、現在は西ドイツに住むユダヤ人、ダーヴィッド・ブルク David Burg によれば、彼は高校を優等で卒業し、

表2 ソ連におけるユダヤ人学生数

年	ユダヤ人学生	全学生	%
1928—29	23,400	168,500(1927—28)	14.4
1935	74,900	504,400(1932—33)	13.3
1960—61	77,200	2,396,100	3.2
1965—66	94,600	3,860,600	2.45
1968—69	111,900	4,469,700	2.5
1969—70	110,100	4,549,600	2.4
1970—71	105,800	4,580,600	2.31
1972—73	88,500	4,630,200	1.91
1974—75	76,200	4,751,100	1.6
1976—77	66,900	4,950,200	1.35
1980—81	(50,000)*	5,235,200	(0.9)*

* 印は推定

出典 Soviet Jewry kit, *op. cit.*, p. 20

ソ連のどの大学にも無試験で入学出来るのにモスクワ大学に入学出来なかった(後でまわり道をして入学出来るのだが)。ソ連にはユダヤ人差別の明文の規定はないが暗黙の規定があり、いくつかの大学、高専ではそれがきびしい。ユダヤ人は高校を優等で卒業してもいくつかの大学、高専からしめだされており、他の大学、高専に入学しようとしてもきびしいハンディを背負わされる。また、学生は卒業にさいして特別の委員会から二、三の職を推せんされ、それを受けなければ非常に不利なことになるのだが、ふつう、ユダヤ人学生はその成績が良くとも、あまり良くない、つまり、僻地とか、給料が安い、出世の機会が少ないなどの職が推せんされる。科学、アカデミックな世界は彼らにはほとんど閉ざされている。大学院にすすむことは全く不可能だ、というのは、そのためには教授と党からの推せんが必要であり、後者の推せんをユダヤ人は得られないからだ、という³⁰⁾。また、ユダヤ人の大学入学難易度は、モスクワ大学がもっともきびしく、レニングラード大学はそれにつき、シベリアの大学は入りやすい、という³¹⁾。ソ連ユダヤ人の状況はきびしくなっているといえよう。

(二)

このようなユダヤ人抑圧がソ連にひろくみられるということは、ソ連の一般民衆のあいだにユダヤ人への憎悪、敵意、反感がひろく存在しているということに他ならないが、民衆のユダヤ人像、ユダヤ人イメージについての社会学的調査は帝政ロシア時代にも、ソ連においても実施されたことがない。ただ、第二次大戦中に捕虜や労働者としてドイツなどに連行され、戦後、西側にとどまった人々(掃国すればなんらかの迫害を加えられることを恐れたからだという)を主とする329人——その民族、年齢、職業、地位などの割合をソ連のそれに比例させた——についての聞きとり調査が1950—51年に、ハーヴァード大学ロシアリサーチ

センターによって行われている（以下、「ハーヴァード調査」と略称する）。それによれば、回答者の約 $\frac{3}{4}$ は、ユダヤ人は個有の特性をもち、それは以下のようなものだと考えている。すなわち、ユダヤ人は、①ソ連社会で特権をもち、有利な地位をしめている。②ビジネス、金に関心がつよい。③自分たちだけで団結し、助けあう。④攻撃的で、押しがつよい。⑤ずるく、計算高く手際がよく、「地位利用のしかた」を知っている。⑥人をだまし、不正直で、無原則で、横柄で、恥知らずである。⑦重労働をきらう。⑧臆病で、軍隊ではただ後方で勤務する。⑨特徴のある顔つき、アクセントをもつ。⑩酒を飲まず、人と争わない。⑪スマートで、知的に判断する。⑫家族、とくにその子供に配慮する。⑬いい医者、音楽家になる。⑭宗教心がつよい³²⁾。

回答者の約60%はユダヤ人について否定的なイメージをもち、回答者の約10%はつよい敵意をもっている。一例をあげれば、漁師であり、機械工場労働者でもあった37才の大ロシア人が「ユダヤ人は過ぎこしの祝には[非ユダヤ人の]子供を殺して、その血を飲むのだ」質問者がおどろいて「あなたは本当にそれを信じているのですか」ときくと、「私は実際にこの眼で見たのだ」と答えている³³⁾。これは極端なケースであろうが、帝政時代に深く根づいた反ユダヤ感情は、革命により若干の変容をともしつつ基本的には温存されていたといつてよからう。そしてそれはそれ以後の国内、国際情勢のなかで新たな変容をとげることになる。

1948年頃にあらわれたユダヤ人抑圧は、ソ連ユダヤ人の親イスラエル感情（イスラエルの独立宣言は1948年）、すなわちソ連への不忠誠とするソ連の論理、党員のなかに存在する農民的な反ユダヤ感情、トロツキーなどの党内闘争によるスターリンの反ユダヤ感情などさまざまな理由が考えられるが、現在ではイスラエルはソ連にとって「敵」であり（ソ連がイスラエルと断交するのは1966年）、ソ連ユダヤ人にとってユダヤ人の民族的故郷、イスラエルへの共感を意味するにすぎない「シオニズム」が資本主義イスラエルから社会主義ソ連にその触手をのびず邪悪な勢力とされている。そしてそれはソ連ユダヤ人の民族意識を抑圧し、国内のイデオロギーを統合する手段として機能している。ユダヤ人が自らのアイデンティティを維持していこうとすれば、当然はげしい圧迫をうけることになる。ユダヤ人が異論派的たらざるをえない状況がここにある。現実にはソ連の地方新聞、陸海軍の新聞、テレビなどでしばしばユダヤ人はイスラエルの手先、ソ連社会主義の裏切者にとられかねない主張がなされている³⁴⁾。そのためしばしばユダヤ人、ユダヤ的なものへの攻撃が行われている。二、三その例をあげれば、1959年10月4—5日、モスクワ郊外のマルホフカのシナゴグと隣接するユダヤ人墓地の見張り番小屋が放火され、見張り番の妻が絞殺死体で発見された³⁵⁾。1961年9月、ウズベキスタンのマルガレン町でユダヤ女が人さらいをして「祭儀」のために2才の回教徒少年を殺した、といううわさが流れた。民警が彼女の家を調べて90才になるその老父を逮捕した。町でユダヤ人にたいする群衆の怒りが爆発した。しかしその子供は無傷で帰宅していた³⁶⁾。1962年のユダヤ教の祝日にモスクワのシナゴグに5ポンドもする煉瓦が投げこまれ、歌ったり、踊ったりしていた6,000人以上の人々の上にガラスの破片をとびちらせた³⁷⁾。あるユダヤ人はいう。「ここではユダヤ人に希望もなければ未来もありません。西側の関心、西側の活動がなければ、おそらく我々の半分はすでに吊るされているでしょう。」³⁸⁾この最後のケースは少々極端かもしれないが、そのように感じる状況もまた存在しているのであろう。

1972年と1975年に Z. ギテルマンらが実施した、ソ連からイスラエルへ近時出国してきた

表3 ソ連における反ユダヤ主義

「あなたはソ連で反ユダヤ主義を感じましたか」という設問に	1972年		1975年	
	1972年	1975年	1972年	1975年
しばしば感じた	34.7%	29.5%		
ときに感じた	42.9	41.0		
まれに感じた	12.9	23.1		
一度も感じなかった	6.1	6.4		
子供のとき感じた、 成人してから少ない)	2.7	—		
その他	0.7	—		

出典 Z. Gitelman, *op. cit.*, p.551.

表4 ソ連における精神的安定度

「あなたはソ連でどの程度安らぎ (at home) を感じましたか」という設問に	
いつも安らぎを感じた	2.8%
大体安らぎを感じた	20.1
ある程度あるいはある時期安らぎを感じた	13.2
いくらかの場合だけ安らぎを感じた	2.8
まれに安らぎを感じた	25.0
全く安らぎを感じなかった	36.1

出典 Z. Gitelman, *op. cit.*, p.552.

ユダヤ人男性152人についてのききとり調査（以下「ギテルマン調査」という）によれば、その大多数がソ連において反ユダヤ主義を感じ（表3参照）、気が安まらなかったと述べている（表4参照）³⁹⁾。これらの状況がソ連ユダヤ人の出国をうながしたのであろう。

(三)

ソ連政府は、1920年代から1971年3月まで国境が変更されたポーランド人をのぞいてその市民に大規模な出国をみとめてこなかった。それは、ソ連についてのイメージの低下、情報、人材の流出を恐れたことなどによるといわれている。1970年代に大量の出国をみとめるようになったのは、ソ連ユダヤ人のつよい要求とそれを支持する西側の動きによるところが大きい⁴⁰⁾。

ソ連からの出国は、原則として、故国への帰国と家族の再会の二つにもとずいており、これによりポーランド人、ドイツ人、ギリシア人、スペイン人が第二次大戦後故国にもどった。例外はアルメニア人のアメリカへの出国である⁴¹⁾。

出国を扱うのは内務省の特別の一局、ОВИРであり、ОВИРはソ連の大きな都市にその事務所をもち、治安当局、国防省と緊密な連絡をとっている。現行規則は出国ビザを発行する基準を規定しておらず、ОВИРの役人は行政当局の指示にしたがって行動し、それはかなり恣意的なものだという⁴²⁾。

各ОВИРの事務所には出国ビザを申請するさいに提出しなければならない文書のリストが掲示されている。その文書とは、第一に、国外の血縁者からの招請状 *вызов*、第二に、出国希望者の職場での承諾書 *Характеристика*、第三に、両親、夫もしくは妻の同意書、第四に、出国税の支払い（資本主義国への出国は400ルーブリ、社会主義国への出国は30ルーブリ。申請にさいして出国税の10%を先払いし、申請が不許可のさいは返却されない）。それ以外にソ連市民権を放棄する出国者は500ルーブリ支払わねばならない⁴³⁾。また、一時、「教育税」があった。これは、1972年8月3日付の規定で、国外（社会主義国を除く）に永住せんとするソ連市民は高等教育をうけ……学位をうけるのに要した費用を弁済しなければならない、とするもので、西側からの抗議もあって1973年4月にこの規定の適用が停止された。しかし、1972年8月15日から1973年3月末までに1,435人のユダヤ人が6,759,821ルーブリを支払った⁴⁴⁾。1人あたりでは約4,800ルーブリである。ソ連労働者の平均賃金が1ヶ月約120ルーブ

リ（1970年）であることを考えると相当の額である。

その外にも出国への障害がある。出国事務の扱いが恣意的、官僚的で、ファイルの仕方の無秩序、事務所のしばしば閉鎖、出国ビザ申請者への乱暴なあつかい……などがあり、また、出国ビザ申請により勤務先または高等教育機関からの追放のケースがある。この問題についての調査が西独、イスラエル、アメリカで実施されており、それによれば12%（西ドイツでの調査）、51.5%（イスラエルでの調査）、30—35%（アメリカでの調査）の割合で職場から追放されている。また、西独での調査では6.3%の出国ビザ申請者（学生）がその高等教育機関から追放されている⁴⁵。

つぎにソ連の地域によるユダヤ人出国数の差異についてみると（表5参照）、グルジアと西方ユダヤ人では出国者が当該地区居住ユダヤ人の $\frac{1}{4}$ をこえ、つづいて東方ユダヤ人の三共和国がつづき、中央ユダヤ人の三共和国ではその比率は低い。都市別ではモスクワ、レニングラードなどでは低いが、リガ、ヴィリニウスなど沿バルト地区、トビリシなどグルジアでは高くなっている。このことは、モスクワ、レニングラードなどではユダヤ人の同化がすすみ、社会的地位も安定し、教育技能もあるのでソ連政府が出国させたがらないこと、大都市での生活は個々の市民生活への種々の介入が少ないこと、西側との接触、情報も多いことなどによると思われる。これにたいしてヴィリニウス（かつてのイーディッシュ文化の中心、旧名ヴィリノ）では過半数のユダヤ人が出国している。ここには上述した大都市での条件がなく、ユダヤ的なものへの圧迫がよりはげしいのであろう。

つぎに出国ユダヤ人の年齢をみてみよう（表7参照）。ここでいうソ連出国者は大多数がユダヤ人と考えてよい。この表からより若い世代が出国していることを示している⁴⁶。

また、ソ連を出国したユダヤ人は、イスラエルの親族と再会するという理由で出国しているのだが、1970年代なかばからイスラエルに行かずに他の西側諸国、とくにアメリカへ行く、いわゆる「ドロップアウト」のケースが過半数をこえてきたことである（表8参照）。こ

表5 共和国別ソ連ユダヤ人出国比率
1968—1980年

共和国名	当該国のユダヤ人人口に対する 出国者の比率	全出国者数との比率
グルジア	59.4%	13.1%
リトアニア	49.2	4.6
ラトヴィア	35.8	5.2
モルダヴィア	27.9	10.9
タジクスタン	20.4	1.2
アゼルバイジャン	17.5	2.9
ウズベキスタン	15.8	6.5
ウクライナ	11.8	36.5
ベロロシア	7.1	4.1
ロシア	4.4	14.2
		100.0

表6 都市別にみた出国ユダヤ人数
1968—1980年

都市名	出国人数	当該都市のユダヤ人人口との比率	全出国人数との比率
モスクワ	14,494人	5.7%	5.8%
レニングラード	13,872	8.5	5.5
キーエフ	22,773	14.9	9.1
オデッサ*	24,385	20.8	9.8
タンケント	6,846	12.3	2.7
キシニョフ	15,482	31.0	6.2
ミンスク	6,574	13.9	2.6
リガ	11,935	39.0	4.8
トビリシ	8,266	42.2	3.3
ヴィリニウス	8,691	52.7	3.5
サマルカンド*	4,964	33.1	1.2
ハリコフ*	3,873	5.1	1.6

出典 Z. Alexander, Jewish emigration from the USSR in 1980, (Soviet Jewish Affairs) vol. II, no. 2, 1981, p. 12.

* 当該郡のユダヤ人人口により算出。

出典: Z. Alexander, *op. cit.*, p. 14.

表7 年令構成

ソ連出国者の年齢比率 1972年		ロシア共和国のユダヤ人の年齢比率 1970年	
—12才	20%	—10才	7.0%
13—18	12	11—15	4.2
19—30	18	16—29	14.8
31—45	21	30—49	31.0
46—55	13	50—59	16.2
56—65	9	60—	26.4
65—	7		

出典：Z. Gitelman, *op. cit.*, p.545.

表8 イスラエル入国者と「ドロップアウト」者数 1968—1980年

年	イスラエル入国者	ドロップアウト者	%
1968	231	—	0
69	3,033	—	0
70	999	—	0
71	12,819	58	0.5
72	31,652	251	0.8
73	33,477	1,456	4.2
74	16,816	3,879	18.8
75	8,531	4,928	37.3
76	7,279	7,004	49.1
77	8,348	8,483	50.7
78	12,192	16,867	58.4
79	17,614	34,056	66.3
80	7,570	14,078	65.6

出典：Z. Alexander, *op. cit.*, p.16.

表9 都市別の出国者数とドロップアウトの関係 1979—1960年

都市名	1979における出国者数とドロップアウト者との比率	1980年の1979年者数の比率
オデッサ	97.3%	-91.5%
キーエフ	95.9	-88.0
ハリコフ	90.6	-84.3
モスクワ	86.3	-41.1
レニングラード	86.2	-41.7
ミンスク	81.5	+24.1
リガ	65.2	-38.1
ヴィリニウス	34.9	-27.0
キジニョフ	34.2	-24.4
トビリシ	32.1	-11.4

出典：Z. Alexander, *op. cit.*, p.19.

のことは、ソ連における反イスラエル宣伝、イスラエルでの生活の不安、戦争の不安などによるものであろうが、イスラエルで親族との再会よりもソ連から出国したいという願望がソ連ユダヤ人につよいといえるかもしれない⁴⁷⁾。1980年代に入ってソ連政府が出国ビザの発行を急激にへらした理由の一つはこのドロップアウトの増加によるとおもわれる。このことは、ドロップアウトが多く出た地域での出国ビザ発行がへらされていることによって傍証される(表9参照)。オデッサ、キーエフなどでは出国者のほとんどがイスラエルに行かず西側へ

出ている。そしておそらくそれが大きな理由となって出国ビザの許可数がへっているのであらう。

かくして出国ビザの申請を拒否された、いわゆる Refusenik が急増する。もともと出国ビザは一度の申請で必ずしも交付されるものではない。1978年の西独での調査では、1度の申請で出国ビザをえたものが10%、2度の申請によるもの23%、3度の申請によるもの16%、4度の申請によるもの20%、5度以上の申請によるもの31%となっている⁴⁸⁾。ネーザーによれば、1976—78年に2千ないし2.3千だった Refusenik が4,741 (1980年末)、7,040 (1982年はじめ) と急増している⁴⁹⁾。出国申請が拒否されるとどうということになるのであろうか。つぎにこれら Refusenik の生活状況をみてみよう。

(四)

Refusenik の生活は大変きびしい。多くの者がその職を失い、その専門分野で別の職をう

ることは非常に難しい。その子供たちも大学から放校される場合があり、そのときには自動的に軍隊へ行くことになり、そうすれば「軍事機密」をえたとして出国申請がさらに数年はおくれる⁵⁰⁾。

ハリコフに住む化学博士、Y.タルノポルスキーの報告を以下少々引用する。「ハリコフのRefusenikは平常時のふつうの人のふつうの生活が全て奪われている。技師、教師、教授、科学の博士が夜警、郵便配達、肉体労働者、庭番、ベビーシッターになるか、もしくはなんの保障もなく失職している。そして今述べた仕事でさえもみつげるのは難しいのである……。私が洗濯所のボイラーマンとして仕事をえようとして大体よかったのだが、私の労働手帳と国内パスポート（そこにはユダヤ人と記入されている）をしらべて支配人がいった、『あなたは化学博士の助教授でボイラーマンとして働きたいといっている。もう2年以上職についていない。ということは、あなたは国外へ出たい、ということですね。われわれのところではそういう人はいませんよ。』⁵¹⁾」

別のユダヤ人女性はいう、「これは生活ではありません。生活はわれわれにはとまっています。われわれが50年のあいだにえたすべてのものを失ってしまいました。金、所有物、職業、技能を……。われわれは裏切者といわれています。われわれには過去も未来もありません。われわれにはなんの計画もなく、なんらかのことにむかって努力する気になりません。ここから出ていく以外になにも希望いたしません……。それは本当の苦しみです。よく知られたモーター技師として働いていた夫は、いまは夜警として働いています。かつて教師だった私は、いまは郵便配達として働いています。技師だった私の息子は、いまは荷物運びとして働いています。息子が軍隊にとられるのではないかと心配です。そうなれば釈放されるまで生きる希望はありません……⁵²⁾」

モスクワ郊外に住むY.コジャロフスキーは、1971年29才のとき出国申請をして拒否され、1973年2度目の申請をしたとき、もし許可がおりなければ、再申請は6ヶ月ごとにしなければならず、そのさい新しく作成した書類を提出しなければならない、といわれた。ラジオ・エレクトロニクス技師だった彼は、いまは幼稚園の守衛をして月70ルーブリエている。「Refusenikの生活は——コジャロフスキーはいう——駅で待っているようなものだ。汽車がいつくるかもしれないと期待している。将来のことには注意しない。自分の汽車がいつくるかと待っているのだ。」コジャロフスキーによれば出国にはいくつかの障壁がある。第一に、出国許可がおりると全ての借財を整理し、家財を処分し、無数の出国にもなる仕事を一ヶ月で終えねばならない。第二に、イスラエルの親族からの文書による招請状であり、第三に、ソ連国内に住む親族から出国に異存はないとする毎度新しい文書の提出で、その親族が遠方にいたり、疎遠だったり、出国に好意的でなかったりする場合には大きな障害となる。第四に、出国にさいしての税金と旅費などが夫婦と子供2人で少なくとも3000ルーブリ必要だが、1ヶ月に150ルーブリ以上収入のあるRefusenikはほとんどいない⁵³⁾。

ミハイルは1957年レニングラードに生まれたが、彼の両親はともにユダヤ人化学技師で、その世代の多くがそうであるようにユダヤ的生活に関心をもたず、彼の父は一度もシナゴグに行ったことがない。両親はイスラエルへ行く気がない。ミハイルは1979年に出国ビザを申請してからレニングラード医学研究所衛生部での仕事を失い、いまはボイラーマンとして働いている。彼の関心は医学からユダヤ史、ユダヤ文学へむかい、若い仲間とともにユダヤ文化研究レニングラードグループをつくって当局の圧迫をうけながら活動をつづけている⁵⁴⁾。

おそらく彼の出国申請にあたって両親と深刻な対立をうんだことだろう。

モスクワ大学地質学部で三十年勤務したメラメド博士は、イスラエルへの出国ビザを申請したがゆえに「非愛国的」行為とされて、1982年1月20日の委員会会議で博士号、修士号を剝奪された⁵⁵⁾。これにより研究施設、専門図書館の利用などが非常に困難となる。メラメド博士のようなケースは少くとも12例あるという⁵⁶⁾。

その他、失業が存在しないことになっているソ連で失職しているため「フリガン」として有罪とされたり、ヘブライ語を教えたことにより「反ソ的」行為として拘禁などのケースもみられる。

(五)

ソ連から出国の意志を表明し、実際に出国するにはさまざまな困難があることをこれまで述べてきた。第二次大戦中、日本政府によって樺太（現サハリン）へ強制連行され、労役を強いられた朝鮮人は、1945年の敗戦でソ連領となったサハリンにまだ残留したままている。家族から、故郷からきりはなされ、帰郷の意志をつよくもちながら帰郷できず多くの人がサハリンで死に、現に死につつあるこの問題について最後に少々述べておく⁵⁷⁾。

1946年の「米ソ引揚協定」により29万余名の日本人がサハリンから引揚げた。当時日本国籍をもっていた朝鮮人は非日本人として日本への入国を拒否されたが、「このおよそ三年間にわたった日本人の引揚に際し、朝鮮人の大方は、やがて、自分たちの順番がくるだろうと信じていた。それも、独立した祖国が、迎いの船を寄こすだろうということではなく、日本政府が連行したのだから、彼らが当然、連れ帰しにきてくれるだろう。それが道理だと思っていた。⁵⁸⁾他方、かれらの祖国、朝鮮は南北に分れ、1950—53年の朝鮮戦争によりその分断は固定化し、韓国と国交がないソ連からかれらの故郷たる韓国へ帰るにはその間にたつ日本を通るしか方法がなかった。ついで1956年の「日ソ共同宣言」第五項により日本人妻をもつ朝鮮人とその子供の日本への引揚が行われた⁵⁹⁾。サハリンにとり残された朝鮮人はソ連当局へ帰還の要請をしていたが、1962年、「日本が入国を許可すれば、ソ連は出国許可をする」との回答をえた。これにより許照らはモスクワの日本大使館に帰還申請をした。これにたいして日本大使館は、本国政府と連絡のうえ、「朝鮮人はサンフランシスコ平和条約により日本国籍を喪失した」との理由で帰還のための旅券の発給を拒否した⁶⁰⁾。また1965年にも同様な動きがあり、このときは約7,000人の在サハリン朝鮮人帰還希望者名簿が作成され、日本政府に提出されたが、「最終希望地として韓国を希望する帰還希望者に限り、韓国政府が帰還費用の一切を負担するならば、ソ連政府と交渉する用意がある」との日本政府の消極的対応でこのときも帰還は実現しなかった⁶¹⁾。日本の敗戦から20年たった。

この間ソ連は1962年末から1972年半ばごろまでサハリン朝鮮人の帰還申請にたいし「日本政府が入国を許可すれば、出国を許可する」旨回答してきた。1975年10月にはサハリン全土で残留朝鮮人の帰還受付が開始され、このうち17名に出国許可が出された。1976年6月27日、4人の朝鮮人（いずれも当時60才以上）がソ連本土に渡り、ナホトカの日本総領事館に日本への入国申請をした。ナホトカ総領事館より連絡をうけた日本外務省は、韓国に右四名の入国許可について打診した。これに対し韓国政府は7月3日（土）、入国を許可した。これをうけて7月5日（月）、日本法務省に必要書類が提出されたが、しかしこの時にはソ連の出国期限（7月5日）に間にあわず、4人の朝鮮人は涙をのんで再びサハリンに戻らなければならな

った。その1人、安泰植は韓国に居住する息子に下記の手紙を残して1980年、69才で死亡した。

碩煥に

数ヶ月間消息がないので淋しいのだ。当地の父は、朝鮮韓国へ行って、お前達に会いたい気持が切なくて、全力を尽して努力してみたけれど、意の如くできず虚しくなった。羽でもあれば飛んで行くけれど、気分ばかりがいらいらするのだ。しかたなく、ここで死亡する外ないのだ。死亡日時は他人が書いて送るだろう。当地では朝鮮のハングルを書ける人がいないのだ。

安泰植書信⁶²⁾

帰国を強くのぞんでいた安泰植は、ソ連国籍をとると帰国に不利だとして無国籍でいたからソ連本土には行くことが出来ず、彼の住んでいたカストロンスコエにはОВИРはないだろうし、ロシア語で書かねばならぬ出国申請書類など大変な苦勞だったろう。何度か申請が拒否された後に許可が出たのであろうが⁶³⁾、日本政府の入国許可書なしでソ連の出国許可をえたのも異例である。このことは安泰植の帰国への熱望、ユダヤ人の大量出国などの影響によるのかもしれない。ソ連の出国許可書の期限は一ヶ月であり、6月6日頃に出国許可を得、急いで財産、住居などの整理をして、必ずしも円滑でないサハリン——ナホトカの、彼としてははじめての旅をして、6月27日、ナホトカの日本総領事館に出頭したのであった。やっとの思いでソ連からの出国許可をえた彼は、ナホトカにつけば日本政府がすぐに入国をみとめてくれると思ったのであろうか。期限内に日本政府の入国許可を得られなかった彼の苦悶はいかばかりだったろう。絶望してサハリンにもどった安泰植は、住居、職業などでも苦勞を重ねたにちがいない。いずれにせよこれらの事情は彼の死を早めたことだろう。

1975年になってサハリン朝鮮人帰還への日本政府の否定的態度は変化をみせた。日本外務省は、はじめてこれら朝鮮人に渡航証明書(入国許可書)を発給することになったのである。敗戦からもう三十年たった。これはその年12月にサハリン朝鮮人を原告として日本政府の責任を追究する訴訟が東京地方裁判所に提起される動きによるところが大きいとおもわれる⁶⁴⁾。しかし、不幸なことに日本政府が渡航証明書の発給をはじめからソ連政府の対応に変化が生じた。ソ連当局は、サハリン朝鮮人が日本の渡航証明書を得た場合にも出国を許可しなくなった。その理由は明らかでない。朝鮮民主主義人民共和国がからんでいるのかもしれない。

以上概観してきたようにサハリン朝鮮人がいまだに帰還出来ないでいる理由のなかで日本政府は少くない部分をしめている。この点で日本政府はソ連に責任があるかの如き態度をとり⁶⁵⁾、また欧米の一部にもそのような議論がある⁶⁶⁾。日本政府がサハリン朝鮮人の帰還のために真に努力するというのであれば、帰還にさいしての障害で日本政府にとり除去可能な部分はこれを全部除去しなければならない。日本政府が渡航証明書を発行し始めるのは1975年のことであり、しかもその有効期間は三ヶ月で、ソ連のシステム、ことにサハリンの僻地では三ヶ月内に出国許可証を入手しうる保証はないので、これでは短かすぎる。また、いつ何時でも日本入国をみとめるという意志をいろいろな手段でサハリン朝鮮人、ソ連政府に周知させるべきであり、相当な額にのぼる出国費用も当然日本政府が負担すべきであろう⁶⁷⁾。もともと日本政府がなんの罪もない朝鮮人をその意志に反して連行したのではないか。それが少くとも道義というものであろう。

ソ連ユダヤ人の出国については、その運動を支持する西側の動きが大きな働きをしてい

る。サハリン朝鮮人の場合は、サハリン朝鮮人の故国たる韓国がソ連と国交がなく、韓国政府がソ連に働きかける手段が制約されている。強制連行した当の日本政府はこの問題への責任感が稀薄で、日本国民の朝鮮人への無関心がこの日本政府の政策を支えてきた。少数の日本人市民が1975年、日本政府を告訴するにおよんではじめて問題となったのである⁶⁸⁾。

おわりに

大量出国現象によって示されているようにソ連のユダヤ人、ユダヤ人社会は深刻な状況にある、といえるようにおもわれる。といっても地域、世代などによるちがいが大きく、ソ連社会にすっかり「同化」しているユダヤ人——その発言は、当然小稿には出てこない——も多いことだろう。ただ、「同化し」、もしくは「同化せん」としているユダヤ人にとってもソ連におけるユダヤ的なものへの抑圧は不快な筈で、このことはいろいろな歪みをうんでいるにちがいない。小稿ではその歪みについてのたちいった考察は出来なかったが、ソ連社会のあり方を考えるうえでユダヤ人の問題は重要であり、ソ連ユダヤ人の問題を考えていくことがソ連社会の全体像、その本質的なものをみるうえで有効な接近方法である、ということは出来よう。

以下、小稿ではふれえなかったいくつかの問題を列挙して結びにかえたい。第一に、いわれているユダヤ人の大学、大学院への入学制限に当の大学教授たち（そのなかにはユダヤ人もかなりいる筈である）はどう対しているのだろうか。ユダヤ人の大学入学制限は帝政ロシア時代にははっきり存在し⁶⁹⁾、これに対して当時の教授たちはいろんな形でこれに抵抗していたのだった⁷⁰⁾。第二に、ユダヤ人のアイデンティティを維持していくうえで言語の問題は重要だが、ソ連ユダヤ人にとって父祖の言語であるイーディッシュ語を維持していくのにどのような努力がなされているのか。また、そのこととヘブライ語（イスラエルでの公用語、イーディッシュ語とヘブライ語は全く別の言語）を学ぶことのかかわりがよくわからない。第三に、不十分にしかふれられなかったが Refusenik の状況はきわめて深刻である。行政当局ばかりか一般の民衆の有形、無形の圧迫、それへの対応はかれらの神経をすりへらしていることであろう。人間には未来への希望が必要であり、それなくしては人間らしく生きられないからである。この問題がどうなるのか注目しておくべきことであろう。第四に、大変な苦勞をしてイスラエルなどへ出国したユダヤ人が現在どんな状況にいるかということだが、ギテルマン調査では、かれらはイスラエル社会の主流からはずれ、競争のはげしいイスラエル社会での疎外感からソ連のほうが人間関係が暖いと感じる場合もあるようだ。ハーヴァード調査でもギテルマン調査でもソ連の社会保障は評価されている⁷¹⁾。イスラエルなどでどんな生活をしているのかいまいし資料が必要だ。第五に、他の社会主義国、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキアなどにおけるユダヤ人はどうなっているのか、これとの比較も必要となろう。また、グルジアなどにおける「東方ユダヤ人」のこともわからない。最後に、ソ連社会におけるユダヤ人の状況と日本社会における朝鮮人の状況はいくつかの点で共通しているところがある。ソ連ユダヤ人問題にとりくむことは、したがって、日本における朝鮮人問題、サハリン朝鮮人問題にとりくむこととつながる。これは日本人にとって重い課題であると私には思われる。

これらの問題について諸賢のご教示をえて、いずれ機会があれば書いてみたいとおもっている。

〔註〕

- 1) 原暉之, 「近代ロシアにおけるユダヤ人およびユダヤ人問題」, 『愛知県立大学外国語学部紀要』, 第8号, 1973年, (以下, 原暉之論文Iと略記) 19—20ページ。
- 2) 原暉之, 「民族の問題(2)——ソ連のユダヤ人」, 倉持俊一編, 『等身大のソ連』, 有斐閣, 1983年(以下, 原暉之論文IIと略記), 148ページ。
- 3) 参照, 原暉之論文II。
- 4) 註1, 2を見よ。
- 5) エレーヌ・カレル＝ダグコース, 高橋武智訳, 「崩壊した帝国——ソ連における諸民族の反乱」, 新評論, 1981年。
- 6) 参照, 『ロシア史研究』, No.35. 1982年。
- 7) パスポートの現物を筆者は見たことはないが, その写真は M. Gilbert, *The Jews of Hope: The plight of Soviet Jewry Today*, London, 1984 (以下, M. Gilbert, I と略記)。の78—79ページにある。
- 8) B'NAI B'RITH INTERNATIONAL COUNCIL, *SURVEY: The Status of Jews in the Soviet Union*, Washington, 1965. (以下, SURVEY と略記) p.1.
- 9) 原暉之論文II, 158ページ。木村英亮, 「ソ連中央アジア・カザフスタンの朝鮮人」, 『横浜国立大学人文紀要 第一類 哲学・社会科学』, 29, 1983年, 8ページ。
- 10) W. Korey, *The Soviet cage: Antisemitism in Russia*, N. Y., 1973, p.25.
- 11) Cf. C. Abramsky, *The Biro-Bidzhan Project, 1927—1959*, in Lionel Kochan (ed.), *The Jews in Soviet Russia since 1917*, Oxford Univ. Press, 1978. pp.64—78.
- 12) 参照, 原暉之論文I, 黒川知文, 「1881年のポグロム分析(1)」, 『一橋研究』, 6-3, 1981年。同, 「1881年のポグロム分析(2)」, 『一橋研究』, 7-1, 1982年。同, 「内戦期ウクライナにおけるポグロム」, 『ロシア史研究』, No.40, 1984年。
- 13) SURVEY, p.1. 第一, 第二のグループはもともとドイツ, ポーランドから移住してきたものであり, 第三のグループはトルコから移住してきたものである。Cf. M. Gilbert, *The Jews of Russia: Their history in maps and photographs*, London, 1976, p.7.
- 14) W. Korey, *op. cit.*, pp.41—44.
- 15) *op. cit.*, pp.44—45.
- 16) *op. cit.*,
- 17) M. Gilbert I, *op. cit.*, pp.162—163.
- 18) 《Jews in the USSR》, vol. 12, No.37. 6 Oct., 1983. p.3.
- 19) 《Jewish Echo》, 6 Feb., 1970.
- 20) SURVEY, *op. cit.*, p.3. 1977年にビロビジャンのユダヤ人自治区を訪れた西側の新聞記者によれば, 希望する生徒にはユダヤ文学が教えられているという。《International Herald Tribune》, 7 July, 1977.
- 21) 《Jewish Echo》, 6 Feb., 1970.
- 22) SURVEY, *op. cit.*, p.3.
- 23) M. Gilbert I, *op. cit.*, p. 168.
- 24) 原暉之論文II, 165ページ。W. Korey, *op. cit.*, pp.98—124. 1976年にバービィ・ヤールに記念碑がやっとたてられたが, そこには「1941年から1943年までにここでドイツファシスト侵略者はキエフ市民と捕虜を10万人以上射殺した」とウクライナ語で書かれており, ユダヤ人犠牲者についての言及はない。《New York Times》, 1 Dec., 1977.

- 25) M. Gilbert I, *op. cit.*, p. 68.
- 26) W. Korey, *op. cit.*, pp. 56-63.
- 27) Soviet Jewry kit, 4th ed., Union of Jewish Students and the Student and Academic Campaign for Soviet Jewry, London, 1982, p. 19.
- 28) *op. cit.*,
- 29) *Jewish Echo*, 9 July, 1982.
- 30) David Burg, Anti-Semitism in Soviet Universities, *(Congress Bi-weekly)*, 10 August 1959, pp. 5-7, また, シルヴァ・ダレル, 佐藤高子訳, 「雪のなかの雀——シベリア流刑地の少女の手記——」, 早川書房, 1977年, 138-140ページをも参照。ここには高校を銀メダルで卒業したユダヤ人少女の大学入学にさいしての苦勞がかかっている。
- 31) SURVEY, *op. cit.*, p. 10.
- 32) W. Korey, *op. cit.*, pp. 4-5.
- 33) *op. cit.*, pp. 5-6.
- 34) M. Gilbert I, *op. cit.*, pp. 110-122.
- 35) SURVEY, *op. cit.*, p. 15.
- 36) *op. cit.*,
- 37) *op. cit.*,
- 38) M. Gilbert I, *op. cit.*, p. 117.
- 39) Z. Gitelman, Soviet political culture: Insights from Jewish emigrés, *(Soviet Studies)* vol. 29, no. 4, 1977, pp. 551-552.
- 40) Z. Gitelman, *op. cit.*, pp. 543-544. 革命から1920年代までのソ連からの出国については, cf. Y. Felshtinsky, The legal foundations of the immigration and emigration Policy of the USSR, 1917-27, *(Soviet Studies)*, vol. 34, No. 3, 1982.
- 41) 諸民族のソ連からの出国の状況は, Cf. B. Pinkus, The emigration of national minorities from the USSR in the post-Stalin era, *(Soviet Jewish Affairs)*, vol. 13, No. 1, 1983. エレーヌ・カレル＝ダンコース, 前掲書, 335-388ページ。
- 42) B. Pinkus, *op. cit.*, p. 22.
- 43) *op. cit.*, pp. 23-24. イスラエルへ出国せんとするユダヤ人は出国ビザをうけとる前にソ連市民権を放棄しなければならないが, 西独へ出国せんとするドイツ系ソ連人はソ連パスポートで出国出来るので100ルーブリですむ (B. Pinkus, *op. cit.*, p. 24.)。
- 44) *op. cit.*, p. 24.
- 45) *op. cit.*, p. 25.
- 46) Z. Gitelman, *op. cit.*, pp. 544-545.
- 47) Z. Alexander, *op. cit.*, pp. 17-18.
- 48) B. Pinkus, *op. cit.*, p. 26.
- 49) Z. Nezer, Jewish emigration from the USSR in 1981-82, *(Soviet Jewish Affairs)*, vol. 12, no. 3, 1982, p. 15.
- 50) *op. cit.*, pp. 15-16.
- 51) Soviet Jewry in Crisis (Pamphlet), [1983], p. 2.
- 52) *op. cit.*, p. 1.
- 53) M. Gilbert I, *op. cit.*, pp. 92-108.
- 54) *op. cit.*, pp. 189-196.
- 55) そのときの議事録は, Soviet Jewry in Crisis, *op. cit.*, pp. 4-7.

- 56) *op. cit.*, p. 7.
- 57) サハリン残留朝鮮人問題についての資料は、樺太裁判実行委員会編、「樺太裁判資料(1)」, [1976年]. 同, 「樺太裁判資料(2)」, [1978年]. 同, 「忘却の歳月——樺太残留者帰還請求事件訴訟記録(1)」, 1982年. 日本弁護士連合会, 「樺太帰還在日韓国人会申立事件——第一次調査報告書」, 1981年(以下, 「報告書」と略記)など.
- 58) 「樺太裁判資料(1)」, 46ページ.
- 59) 「報告書」, 6—8ページ.
- 60) 同上, 9, 67ページ.
- 61) 同上, 9—10, 69—73ページ.
- 62) 同上, 13—14ページ, 朝鮮語原文は, 同, 78ページ.
- 63) このように推定する根拠は, 日本に入国出来た3人の朝鮮人——この時期ではこれが全部——張田斗(1977年入国), 金花春(1976年入国), 崔正植(1977年入国)についての東京地方裁判所に提出された準備書面による。「忘却の歳月」, 98—105ページ.
- 64) 訴状の全文は, 「樺太裁判資料(1)」, 1—4ページ.
- 65) 「忘却の歳月」, 21ページ.
- 66) たとえば Clyde Haberman, *Sakhalin Koreans: Last world war II refugees*, 《International Herald Tribune》5 Oct., 1983. これに対して筆者は日本政府の責任が多いことを指摘しておいた (Takeo Hirose, *The Sakhalin Koreans*, 《International Herald Tribune》, 4 Nov., 1983.).
- 67) 参照, [サハリン朝鮮人の] 救済措置, 「報告書」, 35ページ.
- 68) この問題の現状を付言しておく。1984年8月8日, 日本の国会は「サハリンの朝鮮人の訪日を実現するための請願」(請願書の全文は, サハリンの朝鮮人の一時帰国実現の会編, 「サハリンの朝鮮人の一時帰国を実現するために」, [1984年], 37—38ページ)を採択した。このことは, 韓国に妻子をもつ比較的高年齢の朝鮮人の多くが死亡し, 比較的若年齢(といっても60才はこえている)の朝鮮人はサハリンで結婚し, 子供, 孫ができてきているため, 韓国への帰還をのぞまず, ただ韓国の家族に死ぬ前に1目あいたい, という願望に対応している。(「樺太裁判実行委員会ニュース」no. 47, 1984年9月30日.)
- 69) 1887年7月10日付の文相デリャーノフの回状は, ヌダヤ人学生の入学率の上限をユダヤ人定住地域で10%, その他で5%, ペテルブルクとモスクワで3%とした (Г. И. Щеглинина, *Университеты в России и. устав 1884 года*, М., 1976, стр. 204.).
- 70) Г. И. Щеглинина, *указ. соч.*, стр. 206—207. L. Greenberg, *The Jews in Russia: The Struggle for emancipation*, vol. II, New York, 1979, p. 86.
- 71) Z. Gitelman, *op. cit.*, pp. 553—554.